

第5回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和3年1月15日(金)
招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	遠藤 功
2番	船越 征子	8番	奥田 隆範
3番	本高 善久	9番	山本 信男
4番	加藤 直行	10番	中田 泰
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	梅田 茂		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二
農林課長 末次 義晃

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

2番委員 船越 征子

3番委員 本高 善久

事務局： 皆さんおはようございます。定刻となりましたので第7回の江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうかと思えます。遠藤委員さんは少し遅れると言う事でございます。それでは、農業委員会憲章の唱和を梅田委員さんの進行でお願いしたいと思います。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、梅田委員）

事務局： ありがとうございます。それでは加藤会長の方からご挨拶を頂戴いたします。

会長： 皆さん改めまして、明けましておめでとうございます。昨年本町の農業委員会は、新たな体制として発足をさせていただきました。以来皆様方には何かと委員会運営につきまして、ご尽力いただいておりますこと、改めて厚く御礼を申し上げます。今年の12月26日には江府町新庁舎の竣工式が挙行されまして、私も農業委員会として出席をさせて頂きまして、お祝いを申し上げます。新庁舎が広く町民の皆様の拠り所として機能して、本町がさらに発展することを心からご祈念申し上げたいという風に考えます。また年が明けまして、1月5日には松原代理さん、松原事務局長さん共々、白石町長を訪問いたしまして、年頭のご挨拶をさせていただきました。町長の大変貴重な時間を少し頂戴をしまして、本町の農業振興策等に係る、いろいろな建設的な意見交換をさせていただいたところでございます。その中で白石町長が現在役場に於いて、町長も含めて集落営農の推進と農業公社の今後の在り方等について、今ちょうど意見協議をやっているところだと、そう言うご発言がございました。この点については我々農業委員会も町当局と認識を同じくして、ともに強調して取り組んでいきたいと、この様に確認をさせていただいたところでございます。何れにしましても、今年は江府町の農業委員会として、集落等地域営農の推進、そしてもう一つは担い手への農地利用の集積・集約化について、喫緊の対応課題として協力に取り組んでいく必要があるかと思っております。どうぞ皆様方のさらなるお力添え、ご支援を頂きますようお願いを申し上げます。なお、今日は議事、提案事項3点用意しております。懸案になっております農地法5条転用案件も提案いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議長： それでは早速審議に入ります。本日は全員出席でございます。委員会会議規則第5条により、過半数に達しておりますので、本総会は成立している事をご報告申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議はございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号2番、船越委員さん、同じく議席番号3番の本高委員さんに願いをしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名いたします。続きまして報告事項、今日は1点用意しておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、それでは報告事項でございます。農地の賃貸借の合意解約について報告をさせていただきます。資料が2ページになります。受付番号70番、貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、借受人が同じく〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番、他全部で〇筆、合計面積が〇, 〇〇〇㎡の〇でございます。この後議案第1号の集積計画（案）の方でお諮りをさせていただきますが、新たにこのお二方の中で〇筆ほど追加で契約をお願いしたいと言う話が纏まった様でございます。一旦契約の終期を合わせると言う事からの合意解約でございます。〇筆の所在の地図を3ページに付けております。赤く塗ってありますところが該当の農地になります。報告事項については以上でございます。

議長： 報告事項1件、合意解約案件です。皆さんの方から何かご質問がございますか。特に無い様ですので、次に進めさせていただきます。それでは議事に入ります。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、事務局長さんより提案説明をお願いします。

事務局： はい、4ページから始まっております。議案第1号、農用地利用集積計画（案）についてご説明させていただきます。農地の中間管理権以外の部分から説明をさせていただきます。こちらが6ページから20ページまで続いております。こちら19件あります。この内4件新規がございますので、恒例によりましてこちらの新規の4件につきまして説明をさせていただきます。資料が9ページになります。申請番号145番、場所が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、面積が〇, 〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、賃料は〇〇で、〇〇の作付けを予定されております。期間が令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間でございます。地図を24ページに付けております。続きまして10ページをご覧ください。申請番号146番、場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の〇筆で、合計面積が〇, 〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、借受人が同じく〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、賃料は〇〇〇〇当たり〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇の作付けを予定されております。期間は令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。地図を25ページに掲載しております。続きまして同じく10ページ、申請番号147番、農地は同じく大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇, 〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇にお住いの〇〇〇〇〇〇〇〇さん、〇〇の作付けを予定されております。賃料は同じく〇〇〇〇当たり〇〇〇〇〇〇〇〇で、期間は令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。地図を26ページに掲載しております。続きまして13ページになります。申請番号152番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番、他全部で〇筆、面積合計が〇, 〇〇〇㎡の何れも〇でございます。貸付人は〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、借受人が同じく〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、賃料は〇〇〇〇で〇〇の作付けを予定されております。期間は令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。地図が29ページから31ページになります。先ほど報告事項で合意解約をさせていただきましたが、それがこの案件でございます。30ページの方にあります、〇〇〇番〇、〇〇〇〇番、この〇筆が追加になった筆でございます。尚借受人の農業経営状況につきましては20ページに一覧で挙げておりますので、ご参考いただけたらと思います。続きまして中間管理権による集積計画についてお諮りいたします。資料の21ページになります。申請番号157番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、他全部で

○筆、合計面積が○、○○○㎡の○でございます。貸付人が○○○にお住いの○○○○さん、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構でございます。期間は令和○年○月○日までの○年と言う事でございます。地図が27ページになります。続きまして、申請番号158番、農地は大字○○字○○○○番○、○、○○○㎡の○でございます。貸付人が○○の○○○○さん、借受人は同じく鳥取県農業農村担い手育成機構になります。こちらも期間は令和○年○月○日までの○年間と言う事でございます。地図が28ページになります。こちらにつきましては、後ほど議案第2号の配分計画の方でお諮りをさせて頂くとする事でございます。以上議案第1号について、ご説明させていただきました。

議長： ありがとうございます。それでは新規案件につきまして、担当の委員、推進委員の皆さんから補足説明をお願いします。基盤強化法に基づく申請番号145番、これは○○の案件ですが、船越委員さんでしょうか、宇田川推進委員さんでしょうか。

宇田川： では私の方から、ご存じのとおり○○○○○○が出来まして、まだ集積面積が少ないと言う事で、○○小学校まで○○○○さんが作ってくれると言う事で、協力してもらっていますので、出来れば○○○地区は○○○○1本で良いんじゃないかなと思うくらい、総体的には作っているのが少なく、○○○の○○さんも返されると言う事で、増えて来ると言う事になりますけども、それにしてもまだ少ないかなと、作らない人があれば、出来ればそこに一括してみんな持って行こうかなと言う話はしています。よろしくをお願いします。

議長： ○○○○○○が、○○○地内以外の所も計画の中と言う事ですね、ありがとうございます。続きまして、146番と147番は○○の案件ですが、本高委員さん、竹内推進委員さんどちらですか。

本高： では私が、失礼いたします。146番、147番の○○の分でございます。場所は先ほど図面を見て頂いたとおり、国道○○○号線○○集落の○○の○○にある農地でございます。従来、○○○○○○○が1年単位で利用権設定をしてありましたが、この度○○○○さんが○○さん、○○さんの所を○○さんが自らの規模を拡大と言うところで、○年の設定で請け負ってやりたいと言う申し出がございましたので、この様にしたという経過でございます。以上です。

議長： ありがとうございます。もう1件13ページ、申請番号152番、○○の案件です。遠藤委員さんをお願いします。

遠藤： 失礼いたします。ここに○筆上がっておりますが、先ほど事務局の方から説明がありましたが、4段目の○○○番○と○○○○番につきましては、新規と言う事です。昨年耕作者の方が○○○○○ましたので、ここに○○さんと言う方がありますが、この方は現在○○の方に勤務しておられます。先ほどの○○○番○と○○○○番を新たに契約をされたところでございます。この○筆につきましては、○○集落の○○○○と言います

で、新たに排水柵を〇基、こちらが〇〇センチ角ですね、こちらの排水柵を〇基設けて、こう言った水を地下の自所地内に処分すると言う計画で、この度出されてまいりました。そこに薄いピンクになっておりますけど、新たに取得する〇〇〇番〇からの雨水については、溝切をして、ピンクの個所にございますけども、排水を設けた形でこちらの排水柵に持って行く様な計画が出されております。〇〇〇〇〇兼〇〇でございます。建物の方でございますが、資料が49ページから52ページまでそれぞれつけておりますけども、こちらの建設場所としては〇〇〇番の土地の所を検討されております。建物の間口が〇〇メートル、奥行きが〇〇メートル、間口の高さが〇メートルと言う事で、屋根は〇屋根でございまして、入り口〇メートルから徐々に下がって、北側に向かって低くなるという形の〇屋根を計画されております。なおこの建物の建設にあたりましては、先ほど41ページでもありましたが、水路から55センチを引いた場所にエル型擁壁を持って来て、盛り土をされますけども、その後さらに敷地から2.5メートル、水路から合わせると3メートル引いた形で建設されるという事で、雨水の関係も直接この水路に入ったり、あるいは水路の方に漏れたり、と言う事を防ぐと同時に、日照の関係ですけども、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の農地に向けての、建物の影を約3メートル引くことで日照も確保されるという計画でございます。11月の総会でお諮りした際に、何点かご指摘を頂きました。1点目は、〇〇〇〇〇〇の側溝がある訳ですけど、この水が先ほど申し上げました、農業用水に混入しているという点をご指摘いただきました。こちらの側溝につきましては、日野の県土整備局が管轄でございまして、こちらに向けて改善を申し上げたいという風に思います。関係の農業者の方々あるいは農業委員さんの後押し等も頂きまして、直接は関係はないかもしれませんが、こちらも併せて県の方に要望して改善をして頂く様にしたいと思います。今回この承認を頂いた際、結構大規模な改修でございます。完成までの間、要所、要所で定期的に現地確認を行いながら、見守って行きたいという風に思っております。こちらにつきましては、関係の委員さんにもご足労をお掛けしますが、定期的に見守って行くという形をお願いをします。以上でございます。

議長： 本件はご案内のとおり、11月の総会に提案されましたが、周辺農地に影響を及ぼす懸念があるという事で、審議無用の継続案件になっておりました。それぞれについて課題を克服する形で再提案をするものでございます。それでは、担当委員の宇田川推進委員さんの方から、それらの経過を踏まえて補足説明をお願いします。

宇田川： はい、大変長い期間掛かったんですが、12月には船越委員さん、会長さんに立ち会ってもらって、現実を見ていただいたんですが、私が一番感じるのは、この〇〇〇〇〇〇〇さんと言う〇〇は、町内にもこれから大きい業者さんが来るかもしれません、そうした時に重要なのは、小さい規模からどんどん大きくなって行く時の、許可申請をして行く時に当たって、もっと細かい、これくらいなら良いじゃない、溝とか水路とかと言う事についてあまり審議していない、やはり、これだけ大きくなると、集中豪雨の時にはすごい水が流れるので、これからはいくら小さくてもきちんとお願いをして行かないといけないのかなと言う思いを常に感じました。〇も下の方で田んぼを作っておりますけど、いつまで〇が作るか、誰かが代わって作るか、と言う事になって行くと、やっぱりそう

言った問題が無い様な水田にしておかないと、あるいは水田をこのまま続けるのか、畑として使うのかは今後分かりません。そうすると守って行くのであれば、どこの農地も同じ様な条件にして行きたい、そう言ったところから今回ちょっと徹底的にお願いしたところです。工事段階では見て行こうかなと、もちろん〇〇もこころやすいので、言いたい事は言って行こうかと思っていますので、長い事ありがとうございました。

議 長： ありがとうございました。それでは皆さんの方から質問、意見はございますか。

長 尾： はい。

議 長： 長尾委員さんお願いします。

長 尾： 良いですか。おそらく今までもそうなんだろうけど、〇〇、〇〇も自社で行っている、と書いてありますが、その時に〇とか〇〇が出ないのかと思って、今でも出ている可能性はありますよね。今度建物の中でされるのであれば、〇〇〇〇〇であるとか、そういう〇〇みたいなものが普通あるべきではないかなと思うんですが、この建物にはそういう事は計画に入っているのかわからないけど、なさそうだなと思って見ているんですけど。

宇田川： 良いですか。〇〇〇〇〇の所については、〇〇の所にはいては、〇〇〇メートルくらいの〇〇になって、そこに〇〇〇と言う事で、〇〇なんで上に持ち上げることは出来ないの、〇〇でやると言う事で、その心配はない様な事で、定期的に〇〇を取りに来る業者に〇〇〇〇〇もらおうと言う事だったので、まず水がそこに入らない様にしてもらえれば、大丈夫かなと言う思いであります。

長 尾： 対応はすると言う事なんですね。

宇田川： はい、もう1点は〇〇ををすると言う事なので、〇〇ををする水も気を付けてもらわないと、今書いてある様に〇〇〇〇〇があるんですが、〇〇を含んだものを持って帰ってきてそこで〇〇するわけです。そうすると〇〇〇〇〇〇〇〇が流れるので、〇〇の心配もあるので、その辺も徹底的にやっけて行こうかなと、今は〇〇〇、〇〇〇〇の上に〇〇〇〇と言う格好でやっているの、〇〇も〇も出てるし、そう言ったところで排水口、溜枡を作ったりして、ちゃんとしてくださいよ、と言う事は一応お願いしましたけども、定期的には一緒になって見て行こうかないう風には思っています。

議 長： はい、いかがでしょうか。

山 本： はい、一つ良いですか。

議 長： それでは、山本委員さん

山 本： 45ページの図面ですけども、黄色で塗ってあるところがありますが、それは排水柵とありますけど、これは地下浸透なんですか。

宇田川： 地下浸透です。

山 本： 最近異常気象なので、集中豪雨があった場合に全部ここに集中する様になっているんでしょうね。

宇田川： そうです。要するに、集中したものが〇〇の両サイドの水路、山手側の方の水路に流し込むと、

山 本： この排水柵から

宇田川： 排水柵から、そういう風に計画をすと言っていますので、

山 本： 排水する水路はまた別ある訳ですか。

宇田川： いえ、これを通して排水です。オーバーフローしたものが、

山 本： 地下浸透だけで処理できるんでしょうか。

宇田川： 出来ないと思います。これだけの広さだと。少しの雨なら大丈夫でしょうけど、

山 本： 少々の雨なら浸透すると思うけど、集中豪雨だと地下浸透では無理ではないですか。

宇田川： 〇〇の所に青線が引いてありますが、これが県の水路なので、県の方の水路に流す様に、〇〇さんは県に言ってくださいよ、と言う事は言っておきました。で、そっちに流してもらうという風に、それを怠ってしまうと全部青線の水路の方に流れるので、〇〇〇番〇の持ち主さんは、作れないと言っておられます。大雨の集中豪雨で田んぼの中に溝が出来ていました。雨の流れた溝が、

山 本： 逆流してくるんですか。

宇田川： 逆流ではなくて、水路に向かって低いですから、ちょうど事務局長さんも一緒に見て貰ったんですが、種を蒔いても芽が出ないと言う様な状況だったので、これの農地なので、本来ならここもきちんとした事をしてあげないといけないので、

山 本： 農地に害があってはいけないので。

事務局： それがこの度の縁石の設置になります。縁石で壁をして、敷地がフラットではなくて、でこぼこしておりまして、低い部分の所に〇基溜柵の設置をされるという事で、そこで

受けると言う様な形で計画はされています。

山 本： ○○をすればどうしても○が流れますので、もう一つ言うなら沈殿槽を作った方が良くと思います。

宇田川： 本来はそうだと思いますが、これで様子を見て行こうかなと思っていますけど、今○○センチと言う話もありました。○○センチでは低いかなと言う気もしますが、様子を見ながら行くしかないなど、今度農業委員になる方にはその事も引き継いで行こうかなと思っています。

議 長： その他いかがでしょうか。

松 原： はい、関連するんですけど、オーバーフローの分は縁石を作って○○○には行かない様にすると言う事ですか。

宇田川： そうです。こっちの水路には入らないと言う事を条件にしていますから、低かったら高くしてもらえない、

松 原： さっき山本委員が言われました様に、溜枡が機能上、この枡では消化できない、地下浸透にならない、赤い溝は県の水路に行かざるを得ない、ではここを結ばないといけないのでは。

宇田川： そうです。まだ結んでないのは県の方にオッケーが出ていないのか、わかりませんが、そのようなお願いはする様に言っております。

松 原： それを解決しないと不完全では。

宇田川： それをお願いしますと言ったら、はい、と言う事でしたので、出来ると言う思いでしょう。

松 原： この排水枡の○○○×○○○は分かるんですが、深さ的には表現はあるんですか。

事務局： 同じく、図面は横長になっていますが、既製品で行きますと深さも○○○の様に、これも通常の既製品で使われているものは深さも○○センチです。

松 原： 深さの表示をしたらどうですか。

事務局： 向こうから出てきた資料をそのまま付けてしまいましたので。

松 原： 5条転用の県の審査は非常に厳しくて、何かあったら直ぐ質問が出るので、深さ表示もしておいた方が良くかなと思います。

議長： その他いかがでしょうか。11月の総会で否決審議と言う事で、先ほど宇田川推進委員さんの方からありました様に、我々関係者も現地を確認して、どういう対処策を講じたらいいのかと言う事で、宇田川推進委員さんと船越委員さん、事務局長、私で現地確認をして対処しました。その中で縁石、排水柵、雨水の排水、水路に流れる水の導線、そういう物の確認したうえで、言葉は悪いですけども、指導するべきではないかと言う項目が一応計画で示されております。ただ、委員さんの方からありました様に、やはり懸念事項もあると、いろいろ指摘がありますので、私としては本件は我々の指導に対しては、誠意をもって対応していただいていると、ただ今後継続的に懸念事項等を検証しながら、また許可を出すとそれで終わってしまう部分がありますので、事後検証も踏まえてやらせて頂く、と言う事でご了解を頂けたらという風に思っております。この点について、いかがでしょうか。それでは皆さんのご意見、ご懸念もあつた様でございますが、質疑を打ち切って採決を取りたいと思います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の委員の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： それでは、全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。同時に附帯として懸案事項についての、工事過程の検証と事後検証、これはやってくるという事を付け加えさせていただくところです。以上で議題を終了とさせていただきます。その他事項につきまして、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局： 1ページ目をご覧ください、その他事項でございます。次回の農業委員会総会でございますが、日時、令和3年2月10日水曜日、午前9時30分、会場は江府町役場本庁舎2階多目的室、こちらの会場でございます。次回の農地相談会について、今月の相談会、1月21日木曜日、時間は1時30分から3時30分まで、1階の相談室を確保しておりますので、お願い出来たらと思います。担当頂きます委員さんは、梅田委員さんと長尾委員さんでございます。そして2月の相談会でございます。2月17日水曜日、午後1時30分から3時30分まで、こちらも同じ会場、1階の相談室でお願いします。当日お世話になりますのが、谷口推進委員さんと神庭推進委員さんお二人でございます。以上です。

議長： 本日の日程はすべて終了しました。皆さん慎重にご審議をして頂きまして、ありがとうございました。以上を持ちまして1月の総会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 2番委員

署名委員 3番委員